

内部統制・リスク管理の推進に係る基本方針

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、日本最大級の公的研究開発マネジメント機関として経済産業行政の一翼を担い、中長期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を実施し、「エネルギー・環境問題の解決」及び「産業技術力の強化」という機構の二つのミッションを有効かつ効果的に果たすため、以下のとおり、機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の推進に係る基本方針を整備する。

1. 役職員の職務の執行が法令・規程等に適合することを確保するための体制

- (1) 倫理及びコンプライアンス関係規程の策定及び周知による内部統制環境の整備
倫理及びコンプライアンス関係の各種規程（倫理規程、職務上遵守すべき行動規範等）の制定及び役職員への周知により、内部統制環境を整備する。
- (2) 倫理観が共有される環境の整備
各種規程の整備に加え、研修の開催、各種注意喚起等により、役職員間で倫理観を共有するための環境を整備する。
- (3) 内部統制・リスク管理推進行動計画の策定・実施
内部統制・リスク管理推進のために、行動計画を策定し、実行する。
- (4) 法律・会計等の外部専門家の起用
弁護士・公認会計士等の専門家を起用して日常業務における法律・会計等に関する相談機能を機構外部に設け、その活用を奨励することにより、法令遵守を確保する。
- (5) 通報者保護に基づく通報窓口の設置
機構内部及び外部（顧問弁護士）に通報窓口を設置し、通報者保護に留意しつつ、役職員への牽制、問題の未然防止及び違反等への対応を図る。
- (6) コンプライアンス違反への原因究明及び再発防止の取組
リスク管理統括部に内部統制推進室を設置し、コンプライアンス違反事例の発生時には調査を行って発生原因の究明に当たるとともに、内部統制・リスク管理推進委員会等への報告等を行う。

2. 役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書及び情報関連規程等の策定及び周知による内部統制環境の整備
文書及び情報関連の各種規程（法人文書管理規程、情報セキュリティ管理規程及び個人情報保護管理規程）等の制定及び役職員への周知により、内部統制環境を整備する。
- (2) 情報システムにおけるセキュリティ対策のための環境整備
メール誤送信対策、情報漏洩対策、外部からの標的型攻撃対策等の情報システムにおけるセキュリティ対策のための環境を整備する。
- (3) 情報システムにおける適切な情報管理のための環境整備
個人情報、機密情報等の機構がシステム上で保有している各種情報が適切な方法により保有管理されるよう環境を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務プロセスの認識及び明確化のための環境の整備
機構の重要な業務プロセスについて、業務フロー図として整理することにより、業務プロセスの認識及び明確化が可能となるよう環境を整備する。
- (2) 業務プロセスごとのリスク因子・発生原因の分析を行うための環境の整備
業務フロー図を活用するなどにより、業務プロセスごとのリスク因子・発生原因の分析を行うことができる環境を整備する。
- (3) リスク評価及びリスク低減のための環境の整備
リスク因子・発生原因の分析結果を活用することにより、リスク評価を行い、リスクが内部統制・リスク管理によって十分に低減できる環境を整備する。
- (4) リスク評価を活かした統制環境の整備
リスク低減に資するルールを制定し、かつ運用することにより、リスク評価を活かした統制環境を整備する。
- (5) 危機管理・内部統制情報が幹部に報告される環境の整備
ルールの整備及び役職員への周知により、危機管理・内部統制情報が幹部に報告される環境を整備する。
- (6) 事業者による不正防止のための環境の整備
説明会・経理指導の実施、厳格な検査及び厳罰の適用、外部からの不正告発受付窓口の設置、フォローアップ検査の実施等を組み合わせることにより、事業者による不正防止のための環境を整備する。
また、研究費の不正使用事案の実例を踏まえ、上記施策の運用の強化・改善を図るとともに周知徹底に努める。

4. 役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 理事長の意向や姿勢が反映される環境の整備

理事長をトップとする内部統制・リスク管理推進委員会の設置、内部統制等担当役員の配置及び経営会議における審議により、理事長の意向や姿勢が反映される環境を整備する。

(2) 業務分担の明確化と業務手順の整備

各部等の業務の分担及び責任を明確化した上で、標準業務手順（マニュアル等）を整備する。

(3) 情報伝達のための環境の整備

イントラネット等を活用することなどにより、情報の機構内伝達を円滑化する仕組みを整備する。

(4) 公開すべき情報が適切に公開される環境の整備

公開すべき法人情報が適切にWEB等で公開される環境を整備する。

(5) 成果の最大化及び業務の効率化のための情報システム環境の整備

情報システム環境の不断の更新を実施して業務環境を改善することにより、成果の最大化及び業務の効率化を推進するための環境を整備する。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 内部統制等推進部門及び内部統制等担当役員によるモニタリングのための環境の整備
内部統制等推進部門及び内部統制等担当役員によるモニタリングを実施するための環境を整備する。

(2) 業務遂行の決裁プロセスに係るチェックシステムの整備

各種決裁において、担当者と承認者の区分を明確化することにより、決裁プロセスに係るチェックシステムが有効に機能する体制を整備する。

(3) 牽制機能の確保

内部牽制のための各種取組（文書による意思決定における合議の実施、会計機関の権限・責任の明確化及び契約・助成審査委員会による審議、経営会議及び部長会による審議、各部等における契約・検査担当職員の配置、契約・検査担当主幹会議の開催等）により、内部牽制機能を整備する。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する体制及びその職員の法人の長からの独立性に関する事項

■監事の権限が確保される環境の整備

監事補助者の独立性確保等により、監事の権限が確保されるための環境を整備する。

7. 監事への報告に関する体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■監事によるモニタリングのための環境の整備

監事の重要会議出席のほか、監事と内部監査部門との連携、監事監査規程の整備に対する監事の関与等により、監事によるモニタリングのための環境を整備する。

以上